

平成29年11月28日
北陸信越運輸局

日本版DMOの第1弾登録について

「日本版DMO」として41法人を登録しました

観光庁では、観光地域づくりを推進する舵取り役として、日本版DMO候補法人の中から、登録要件を満たす41法人について、改めて「日本版DMO」として登録することと致しました。

北陸信越運輸局管内においては、7法人が登録されました。

※北陸信越運輸局管内の地方公共団体が対象区域となっているもの。

1. DMOの必要性

人口減少・少子高齢化に直面する我が国の最重要課題である「地方創生」において、観光は旺盛なインバウンド需要の取り込みなどによって交流人口を拡大させ、地域を活性化させる原動力として期待されています。

こうした取組を進めるためには、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役としての役割を果たす「日本版DMO」(Destination Management/Marketing Organization)を、全国各地域において形成・確立し、これを核とした観光地域づくりが行われることが必要です。

2. 日本版DMO候補法人の登録

観光庁では、日本版DMOの形成・確立を支援するため、平成27年11月18日に日本版DMO登録要件に該当予定の法人を「日本版DMO候補法人」として登録する制度を創設し、平成29年8月4日までに157法人が登録されております。

3. 日本版DMOの登録

今般、日本版DMO候補法人のうち、登録要件を全て満たす法人を「日本版DMO」として改めて登録することとし、11月28日付けで41法人を登録することと致しました。

このうち、北陸信越運輸局管内においては、7法人(広域連携DMO:1法人、地域連携DMO:4法人、地域DMO:2法人)が登録されました。

4. 今後、登録された法人及びこれと連携して事業を行う関係団体等に対して、関係省庁が連携して支援を行うことで、日本版DMOを核とした観光地域づくりを推進して参ります。

※登録された日本版DMO及び候補法人の詳細につきましては、下記URLをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/kankocho/page04_000054.html

【参考資料】

- ・日本版DMO第1弾登録一覧
- ・日本版DMO登録法人一覧(北陸信越運輸局管内)
- ・日本版DMO候補法人登録一覧(北陸信越運輸局管内)
※11月28日付けで第11弾として(一社)黒部・宇奈月温泉観光局が候補法人登録されました。
- ・日本版DMO登録手続きの流れ

＜お問い合わせ先＞

北陸信越運輸局 観光部
観光地域振興課 高橋、佐久間
TEL: 025-285-9181
FAX: 025-285-9172
E-mail: hrt-hrt-kankou@ml.mlit.go.jp

日本版DMO第1弾登録一覧(41法人)

(平成29年11月28日)

〈広域連携DMO 5件〉

申請区分	日本版DMO候補法人の名称	マーケティング・マネジメント対象とする区域(自治体単位)
広域連携DMO	(公社)北海道観光振興機構	北海道
広域連携DMO	(一社)東北観光推進機構	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県
広域連携DMO	(一財)関西観光本部	福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県
広域連携DMO	(一社)せとうち観光推進機構	兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県
広域連携DMO	(一社)山陰インバウンド機構	鳥取県、島根県

〈地域連携DMO 23件〉

申請区分	日本版DMO候補法人の名称	マーケティング・マネジメント対象とする区域(自治体単位)
地域連携DMO	(一社)大雪カムイミントラDMO	【北海道】旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町
地域連携DMO	(一社)釧路観光コンベンション協会	【北海道】釧路市、弟子屈町
地域連携DMO	(一社)千歳観光連盟	【北海道】苫小牧市、千歳市、恵庭市、由仁町、長沼町、安平町
地域連携DMO	(一社)ふらの観光協会	【北海道】美瑛町、上富良野町、中富良野町、富良野市、南富良野町、占冠村
地域連携DMO	(一社)秋田犬ツーリズム	【秋田県】大館市、北秋田市、小坂町
地域連携DMO	(一社)秩父地域おもてなし観光公社	【埼玉県】秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町
地域連携DMO	(公財)宮ヶ瀬ダム周辺振興財団	【神奈川県】相模原市、厚木市、愛川町、清川村
地域連携DMO	(一社)かながわ西観光コンベンション・ビューロー	【神奈川県】小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
地域連携DMO	(一社)雪国観光圏	【新潟県】湯沢町、南魚沼市、魚沼市、十日町市、津南町 【群馬県】みなかみ町 【長野県】栄村
地域連携DMO	(公社)とやま観光推進機構	富山県
地域連携DMO	(公社)やまなし観光推進機構	山梨県
地域連携DMO	(一社)ハケ岳ツーリズムマネジメント	【山梨県】北杜市 【長野県】富士見町、原村
地域連携DMO	(一社)長野県観光機構	長野県
地域連携DMO	(公社)静岡県観光協会	静岡県
地域連携DMO	(一社)近江ツーリズムボード	【滋賀県】彦根市、近江八幡市、米原市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町
地域連携DMO	(一社)京都府北部地域連携都市圏振興社	【京都府】福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町
地域連携DMO	(公財)大阪観光局	大阪府
地域連携DMO	(一社)鳥取中部観光推進機構	【鳥取県】倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町 【岡山県】真庭市
地域連携DMO	(一社)山口県観光連盟	山口県
地域連携DMO	(一社)そのの郷	【徳島県】美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町
地域連携DMO	(公社)香川県観光協会	香川県
地域連携DMO	(公財)佐世保観光コンベンション協会	【長崎県】佐世保市、小値賀町
地域連携DMO	(一社)豊の国千年ロマン観光圏	【大分県】別府市、中津市、宇佐市、豊後高田市、国東市、杵築市、日出町、姫島村

〈地域DMO 13件〉

申請区分	日本版DMO候補法人の名称	マーケティング・マネジメント対象とする区域(自治体単位)
地域DMO	(特非)阿寒観光協会まちづくり推進機構	【北海道】釧路市
地域DMO	(一社)下仁田町観光協会	【群馬県】下仁田町
地域DMO	(一社)小田原市観光協会	【神奈川県】小田原市
地域DMO	(一社)金沢市観光協会	【石川県】金沢市
地域DMO	(株)まちづくり小浜	【福井県】小浜市
地域DMO	(株)阿智屋神観光局	【長野県】阿智村
地域DMO	(一社)飛騨・高山観光コンベンション協会	【岐阜県】高山市
地域DMO	(一社)下呂温泉観光協会	【岐阜県】下呂市
地域DMO	(公社)京都市観光協会	【京都府】京都市
地域DMO	(一財)神戸国際観光コンベンション協会	【兵庫県】神戸市
地域DMO	(一社)DMOやつしろ	【熊本県】八代市
地域DMO	(一社)高千穂町観光協会	【宮崎県】高千穂町
地域DMO	(一社)北谷ツーリズムデザイン・ラボ	【沖縄県】北谷町

日本版DMO登録法人一覧(北陸信越運輸局管内)

〈広域連携DMO 1件〉

平成29年11月28日現在

申請区分	日本版DMO候補法人の名称	マーケティング・マネジメント対象とする区域(自治体単位)	
広域連携DMO	(一社)東北観光推進機構	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県	第1弾

※北陸信越運輸局管内の地方公共団体が対象区域となっているDMO含む

〈地域連携DMO 4件〉

申請区分	日本版DMO候補法人の名称	マーケティング・マネジメント対象とする区域(自治体単位)	
地域連携DMO	(一社)雪国観光圏	【新潟県】湯沢町、南魚沼市、魚沼市、十日町市、津南町 【群馬県】みなかみ町 【長野県】栄村	第1弾
地域連携DMO	(公社)とやま観光推進機構	富山県	
地域連携DMO	(一社)ハヶ岳ツーリズムマネジメント	【山梨県】北杜市 【長野県】富士見町、原村	
地域連携DMO	(一社)長野県観光機構	長野県	

※北陸信越運輸局管内の地方公共団体が対象区域となっているDMO含む

〈地域DMO 2件〉

申請区分	日本版DMO候補法人の名称	マーケティング・マネジメント対象とする区域(自治体単位)	
地域DMO	(一社)金沢市観光協会	【石川県】金沢市	第1弾
地域DMO	(株)阿智屋神観光局	【長野県】阿智村	

第1弾：平成29年11月28日登録

日本版DMO候補法人登録一覧(北陸信越運輸局管内)

〈広域連携DMO 1件〉

平成29年11月28日現在

申請区分	日本版DMO候補法人の名称	マーケティング・マネジメント対象とする区域(自治体単位)	
広域連携DMO	(一社)中央日本総合観光機構	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県	第8弾

※北陸信越運輸局管内の地方公共団体が対象区域となっているDMO含む

〈地域連携DMO 4件〉

申請区分	日本版DMO候補法人の名称	マーケティング・マネジメント対象とする区域(自治体単位)	
地域連携DMO	(一社)信州いいやま観光局	【長野県】中野市、飯山市、山ノ内町、信濃町、飯綱町、木島平村、野沢温泉村、栄村 【新潟県】妙高市	第1弾
地域連携DMO	(一社)木曾おんたけ観光局	【長野県】木曾町、王滝村	第3弾
地域連携DMO	(株)南信州観光公社	【長野県】飯田市、松川町、高森町、大鹿村、豊丘村、喬木村、阿智村、平谷村、根羽村、売木村、阿南町、下條村、天龍村、泰阜村	第6弾
地域連携DMO	<仮称>(一社)HAKUBA VALLEY プロモーションボード[設立予定]	【長野県】大田市、白馬村、小谷村	第8弾

〈地域DMO 13件〉

申請区分	日本版DMO候補法人の名称	マーケティング・マネジメント対象とする区域(自治体単位)	
地域DMO	妙高観光推進協議会	【新潟県】妙高市	第1弾
地域DMO	(一社)こもろ観光局	【長野県】小諸市	
地域DMO	(一社)糸魚川市観光協会	【新潟県】糸魚川市	第2弾
地域DMO	(一社)こまつ観光物産ネットワーク	【石川県】小松市	
地域DMO	(一社)松本市アルプス山岳郷	【長野県】松本市	
地域DMO	(一社)信州千曲観光局	【長野県】千曲市	第5弾
地域DMO	(一社)白馬村観光局	【長野県】白馬村	第7弾
地域DMO	(一社)加賀市観光交流機構	【石川県】加賀市	第8弾
地域DMO	(一社)上松町観光協会	【長野県】上松町	
地域DMO	(一社)新発田市観光協会	【新潟県】新発田市	第9弾
地域DMO	(一社)信州とうみ観光協会	【長野県】東御市	
地域DMO	(一社)JTCA	【新潟県】長岡市	第10弾
地域DMO	(一社)黒部・宇奈月温泉観光局	【富山県】黒部市	第11弾

第1弾：平成28年2月26日登録
 第2弾：平成28年4月22日登録
 第3弾：平成28年5月31日登録
 第5弾：平成28年8月31日登録
 第6弾：平成28年11月2日登録
 第7弾：平成29年1月20日登録
 第8弾：平成29年3月28日登録
 第9弾：平成29年5月12日登録
 第10弾：平成29年8月4日登録
 第11弾：平成29年11月28日登録

日本版DMO候補法人登録申請（日本版DMO形成・確立計画の提出）

日本版DMO登録要件

- (1) 日本版DMOを中心として観光地域づくりを行うことについての多様な関係者の合意形成
- (2) データの継続的な収集、戦略の策定、KPIの設定・PDCAサイクルの確立
- (3) 関係者が実施する観光関連事業と戦略の整合性に関する調整・仕組み作り、プロモーションの実施
- (4) 法人格の取得、責任者の明確化、データ収集・分析等の専門人材の確保
- (5) 安定的な運営資金の確保

各項目について「今後該当予定」でも登録可能

日本版DMO候補法人登録

▶ 事業報告書の提出（随時）

※「各登録要件に対する自己評価」が全て「今後該当予定」ではなく「既に該当」になっていることが必要

▶ 日本版DMO形成・確立計画を必要に応じて更新（随時）

▶ 必要に応じてヒアリングを実施

日本版DMO登録要件が全て充足されていることを確認

日本版DMO登録（平成29年9月以降、概ね四半期に1回程度まとめて登録・公表（登録証交付））

日本版DMO登録要件の充足状況に係る判断基準（1 / 2）

(1) 日本版DMOを中心として観光地域づくりを行うことについての多様な関係者の合意形成

- I. 地域の多様な関係者で合意形成する仕組みを構築し、その仕組みの中に、
①地域が「売り」とする観光資源の関係者、②宿泊事業者、③交通事業者、④行政
以上①～④が原則として全て参画していること。
- II. 合意形成の仕組みにおいて、DMOが中核的立場になっていること（会議体を主導する等）
- III. 地域住民に対して、観光地域づくりに関する意識啓発・参画促進のための取組を実施していること。
※広域連携DMO及び単独都府県の地域連携DMOを除く。

(2) データの継続的な収集、戦略の策定、KPIの設定・PDCAサイクルの確立

- I. 少なくとも、①延べ宿泊者数、②旅行消費額、③来訪者満足度、④リピーター率、
⑤WEBサイトのアクセス状況 以上①～⑤のデータを原則として全て収集していること。
- II. 収集したデータに基づいたターゲット設定を行っていること。
- III. 設定するコンセプトが地域の強みや魅力を端的かつ分かりやすく表現していること。
- IV. 上記I～IIIを踏まえた適切な項目及び目標数値のKPIが設定されていること。
（※延べ宿泊者数・旅行消費額、来訪者満足度、リピーター率の4項目は必須とし、地域の実情に応じた適切な年次、目標数値、伸び率等が設定されていること。）
- V. KPIの達成状況について毎年評価・分析した上で関係者と共有していること。
- VI. Vの評価・分析に基づき、必要に応じて計画の見直しを行っていること。

（3）関係者が実施する観光関連事業と戦略の整合性に関する調整・仕組み作り、プロモーション

- I. 地域での合意形成の仕組みも活用し、地域の多様な関係者間で戦略の共有を行うとともに、その戦略に照らして、地域における取組の不足や重複等の調整を定期的に行っていること。
- II. Iの戦略を踏まえ、地域が観光客に提供するコンテンツやサービスを維持・改善するための取組(※)が実施される仕組みや体制が構築されていること。（※例えば、景観形成や歴史的資源・自然環境の保全・管理、地域の食や宿泊施設等の質向上、観光案内所の質・利便性等の向上、観光産業人材の育成、交通条件の整備等）
- III. 戦略に基づいて、DMO及び地域の多様な関係者が協働し、一元的かつ効率的な情報発信・プロモーションを行っていること。

（4）日本版DMOの組織

- I. 法人格を取得していること。
- II. 戦略の策定及びそれに基づく取組の実施に係る意思決定の責任者を明確にしていること。
- III. データ収集・分析等の専門人材がDMO専従で最低一名存在していること。

（5）安定的な運営資金の確保

- I. DMOの役割として実施する取組において必要な財源（収益事業、会費、公物管理受託、行政からの補助金・負担金・委託料等）を確保できる見通しがあること。
- II. 運営資金のうち、行政からの支出による財源（補助金、負担金、委託料等）が過半を占めている場合で、かつ、将来にわたりそれらの安定的な確保が見込まれない場合には、自主財源創出の取組について検討していること。

登録制度の枠組み

【登録対象】

地方公共団体と連携してマーケティングやマネジメント等を行うことにより観光地域づくりを担う法人

【登録の区分】対象エリアの広さに応じた3区分で登録

○広域連携DMO

・複数都道府県に跨がる区域（地方ブロック単位）を一体とした観光地域として、観光地域づくりを行う組織

○地域連携DMO

・複数の地方公共団体に跨がる区域を一体とした観光地域として、観光地域づくりを行う組織

○地域DMO

・原則として、基礎自治体である単独の市町村の区域を一体とした観光地域として、観光地域づくりを行う組織

※広域連携DMO及び地域連携DMOの形成・確立に当たっては、連携する地域間で共通のコンセプト等が存在すれば、必ずしも地域が隣接している必要はない。